

第十三回国会
衆議院

電気通信委員会、郵政委員会連合審査会議録第一号

(八四二)

昭和二十七年五月十九日(月曜日)

午後二時二分開議

出席委員

電気通信委員会

理事 關内 正一君 理事長 谷川四郎君

理事 松井 政吉君

加藤隆太郎君

椎熊 三郎君

田島 ひで君

郵政委員会

委員長 尾関 義一君

理事 飯塚 定輔君

石原 登君

牧野 寛素君

出席國務大臣

電気通信大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

電気通信行政次官 平井 太郎君

官(業務局長) 田辺 正君

官(経理局長) 横田 信夫君

官(施設局長) 中尾 徹夫君

委員外の出席者

電気通信事務次官 柳 勉君

電気通信委員 吉田 弘苗君

員会専門員 中村 寅市君

郵政委員会専門員 稻田 穰君

郵政委員会専門員 山戸 利生君

本日(の)會議に付した事件

日本電信電話公社法案(内閣提出第

二二二号)

第一類第十四号(附屬の三)

電気通信委員会、郵政委員会連合審査會議録第一号

昭和二十七年五月十九日

第一類第十四号(附屬の三)

電気通信委員会、郵政委員会連合審査會議録第一号

昭和二十七年五月十九日

第一類第十四号(附屬の三)

電気通信委員会、郵政委員会連合審査會議録第一号

昭和二十七年五月十九日

第一類第十四号(附屬の三)

日本電信電話公社法施行法案(内閣提出第二二三号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

○閣僚委員長 これより電気通信委員会、郵政委員会連合審査會を開會いたします。

私が委員長としての職務を行います。日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。平井政府委員。

日本電信電話公社法案

日本電信電話公社法

目次

第一章 總則(第一條—第八條)

第二章 經營委員會(第九條—第十八條)

第三章 役員及び職員(第十九條—第三十六條)

第四章 財務及び會計(第三十七條—第七十六條)

第五章 監督(第七十七條—第七十八條)

第六章 罰則(第七十九條—第八十條)

第七章 雜則(第八十一條—第八十八條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な經營の体制を確立し、

公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。

(法人格)

第二條 日本電信電話公社(以下「公社」という)は、法人とする。

(業務)

第三條 公社は、公衆電気通信業務及びこれに附帶する業務その他第一條に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

2 公社は、前項の業務の円滑な遂行に妨げのない限り、委託により左の業務を行うことができる。

一 電気通信設備の設置及び保存

二 電気通信用の機械、器具その他の物品の調達、保管、修理、加工及び検査

三 電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究

四 電気通信業務に従事する者の訓練

(事務所)

第四條 公社は、主たる事務所を東京に置く。

の施行の際における電気通信事業特別會計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、政府が全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

(登記)

第六條 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、その名称中に日本電信電話公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(代表権の制限)の規定は、公社に準用する。

第二章 經營委員會

(設置)

第九條 公社に、經營委員會を置く。

(権限)

の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 左の事項は、經營委員會の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び一時借入金の借入並びに電信電話債券の発行

四 長期借入金及び電信電話債券の償還計画

五 その他經營委員會が特に必要と認めた事項

(組織)

第十一條 經營委員會は、委員三人及び職務上当然就任する特別委員(以下「特別委員」という)二人をもつて組織する。

2 經營委員會に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、經營委員會の会務を總理する。

4 經營委員會は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十二條 委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉會又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないと

きは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができない。この場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることできない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(国家人事委員会が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 公社の役員又は職員

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

る。

(委員の罷免)

第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三

項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が左の各号の一に該当するとき、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、報酬を受けな

い。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十七条 経営委員会は、委員長又

は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び二人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第十八条 委員は、開則の適用に關しては、法令により公務に従事する者とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)の範圍

第十九条 公社に、役員として、総

裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置く。

(役員)の職務及び権限

第二十条 總裁は、公社を代表し、その業務を總理する。

2 副總裁は、總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 總裁及び副總裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、總裁が定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

(役員)の任命及び任期

第二十一条 總裁及び副總裁は、内閣が任命する。

2 理事は、總裁が任命する。

3 總裁及び副總裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができ

る。

(役員)の欠格條項

第二十二条 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員)の罷免

第二十三条 内閣は、總裁又は副總裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つた

ときは、これを罷免しなければならない。

2 總裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条 内閣は、總裁又は副總裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他總裁又は副總裁が總裁又は副總裁たるに適しないと認めるときは、これを罷免すること

ができる。

2 總裁は、理事が第十五條各号の一に該当するとき、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免すること

ができる。

(役員)の兼職禁止

第二十五条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。但し、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、副總裁又は理事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十七条 總裁は、副總裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の地位及び資格

第二十八条 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第一号に該当する者(町村の議会の議員である者を除く)は、職員であることができない。

(任用の基準)

第二十九条 職員の任用は、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行

う。

(給與)

第三十条 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が充てられた能率が考慮されるものでなければならない。

2 前項の給與は、国家公務員及び民間事業者の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第三十一条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくないとき。

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第三十二條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることとなす。

一 心身の故障のため長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に達し、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができ

る。当のそれぞれ百分の八十を支給することができ

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができ

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができ

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

(懲戒)

第三十三條 総裁は、職員が左の各号の一に該当するときは、これに對し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ

一 この法律又は公社が定める業務上の規定に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十四條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び公社が定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定によりもつぱら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(準用規定)

第三十五條 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十六條 公社の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 財務及び會計

(總則)

第三十七條 公社の財務及び會計に關しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十八條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(經理原則)

第三十九條 公社の財務及び會計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事業に基いて經理するものとする。

(予算の弾力性)

第四十條 公社の予算には、その事業を企業的に經營することができようように、需要の急激な増加、經濟事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができ、弾力性を與えるものとする。

予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添へ、郵政大臣に提出しなければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適當であると認めたとときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6 第一項の予算の作成及び提出の手続は、大蔵大臣が郵政大臣と協議して定める。

(予算の内容)

第四十二條 公社の予算は、予算總則、收入支出予算、繼續費及び債務負担行為とする。

(予算總則)

第四十三條 予算總則には、收入支出予算、繼續費及び債務負担行為に關する總括的規定(予算に與えらるる第四十條に規定する弾力性の範圍を定める規定を含む)を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

一 第四十七條第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第五十三條第二項の規定による経費の指定

三 第五十四條第一項但書の規定による経費の指定

四 第六十一條第一項に規定する國庫納付に關する事項

五 長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額

六 役員及び職員に對して支給する給與の總額

七 その他予算の実施に關し必要な事項

(收入支出予算)

第四十四條 收入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、收入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第四十五條 災害の復旧その他避けることができない事由により支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

(繼續費)

第四十六條 公社は、工事又は製造であつて、その完成に數事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の總額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、數事業年度にわたつて支出することができ

(債務負担行為)

第四十七條 公社は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは繼續費の總額の範圍内におけるものの外、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることが出来る。

(予算の議決)

第四十八條 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

第四十九條 政府は、公社の予算が成立したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することが出来ない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第五十條 公社は、予算作成後に生じた差額がある場合により、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第五十一條 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他

他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第五十二條 公社は、必要に應じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

(予算の流用)

第五十三條 公社は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第四十四條の規定による区分にかかわらず、彼此流用することが出来る。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、郵政大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することが出来ない。

(予算の繰越)

第五十四條 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算

の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することが出来る。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ郵政大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、繰り越して使用することが出来る。

3 公社は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、郵政大臣、大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第五十五條 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、郵政大臣、大蔵大臣及び會計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することが出来る限度を、郵政大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五十六條 公社は、政令で定める

ところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、郵政大臣、大蔵大臣及び會計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第五十七條 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日までに完成しなければならない。

第五十八條 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により郵政大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十九條 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前條第一項の規定により郵政大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第六十條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十一條 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき場合におけるその納付額を控除し、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び電信電話債券)

第六十二條 公社は、郵政大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは一時借入金をし、又は電信電話債券を発行することが出来る。

2 前項の規定による長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項の規定による長期借入金及び電信電話債券のうち、外貨で支拂われるものについて、保証契約をすることが出来る。

第六十三條 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は電信電話債券の限度額のうち、当該事業年度において借入又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は電信電話債券を発行することが出来る。

（政府からの貸付等）
第六十四條 政府は、公社に対し、長期若しくは一時の資金の貸付をし、又は電信電話債券の引受をすることが出来る。
（国庫余裕金の一時使用）
第六十五條 政府は、前條の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることが出来る。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（償還計画）
第六十六條 公社は、毎事業年度、長期借入金及び電信電話債券の償還計画をたてて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

（現金の取扱）

第六十七條 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることが出来る。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（財産の処分制限）
第六十八條 公社が電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

（会計職員）
第六十九條 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約締結に際し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に際し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に關し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に關し、それぞれ総裁を代理する。

第七十條 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し損し、公社に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると思ふときは、会計検査院の検定を求めることが出来る。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既に納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

（会計規程）
第七十一條 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與規程）
第七十二條 公社は、その役員及び職員に對して支給する給與について給與率則を定めなければならない。この場合において、この給與率則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給與

の總額をこえるものであつてはならない。

（会計検査）
第七十三條 公社の会計については、会計検査院が検査する。
（大蔵大臣に対する報告等）
第七十四條 大蔵大臣は、公社の予算の実施に關し必要があると認めるときは、收支に關する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことが出来る。

（大蔵大臣との協議）
第七十五條 郵政大臣は、第五十三條第二項、第五十四條第一項但書、第五十八條第一項及び第六十六條の承認並びに第六十二條第一項、同條第三項但書及び第七十一條第三項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督
第七十六條 公社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（命令及び報告）
第七十七條 郵政大臣は、第一條に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に對し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することが出来る。

第六章 罰則
第七十八條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行

為をした役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき。
二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第六條第一項の規定による政令に違反して、登記をしたことを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。
五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十九條 第七條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同項の罰金を科する。

第七章 雜則
（恩給）
第八十條 この法律の施行の際現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が引続きいて公社の役員又は職員となつた場合（その公務員が引続きいて、公社の役員若しくは職員又は同法第十九條に規定する公務員として在職し、更に引続きいて公社の役員又は職員となつた場合を含む。）には、同法第二十條に

規定する文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。

2 前項の規定により恩給法を適用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給の支拂に充てるべき金額及びこの法律の施行前に給與事由が生じた恩給の支拂に充てるべき金額で従前の電氣通信事業特別会計が引き継ぎ存在するものとした場合において電氣通信事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が電氣通信事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を適用する。

4 第一項の規定により恩給法を適用する場合において、同項において適用する恩給法第五十九條の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同條の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第八十一條 公社の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社總裁」と、第六十九條及び第九十二

條中国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と、第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「日本電信電話公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 国家公務員共済組合法第二條第一項の規定により電氣通信省に設けられた共済組合は、前項の規定により適用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

(健康保険等)

第八十二條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)

第八十三條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

(失業保険)

第八十四條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第八十五條 国庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法

第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の適用)

第八十六條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)、土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を適用する。

(実施規定)

第八十七條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

日本電信電話公社法施行法案
日本電信電話公社法施行法
(経営委員会の委員の任命の事前措置)

第一條 内閣は、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号、以下「公社法」という。)の施行前に、同法第十二條の例により、日本電信電話公社(以下「公社」という。)の経営委員会の委員となるべき者を指定することができる。

2 前項の規定により公社法第十二條の例による場合において、同條第三項第三号中「公社」とあるのは「電氣通信省」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により指名された委員となるべき者は、公社法の施行の時に於いて、同法の規定により公社の最初の経営委員会の委員

に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、それぞれ二年、三年及び四年とする。

(職員の引継)

第二條 公社法の施行の際現に電氣通信省の職員である者は、電氣通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により電氣通信省の職員が公社の職員となる場合においては、その者に對する退職手当は、支給しない。

3 第一項の規定により公社の職員となつた者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、公社に勤務した期間とみなす。

(権利義務の承継)

第三條 公社法第三條に規定する業務に關し、公社法の施行の際現に国が有する権利義務は、別に定めるところを除く外、その時において公社が承継する。

(訴訟の受継)

第四條 公社法第三條に規定する業務に關し、国を當事者とする訴訟であつて、公社法の施行の際現に係属しているものは、その時において公社が受け継ぐ。

2 公社法第三條に規定する業務に關し、これを所管する行政庁を當事者とする訴訟であつて、公社法の施行の際現に係属しているものは、その時において公社の總裁が受け継ぐ。

(不動産に關する登記)
第五條 公社が不動産に關する権利につきすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(負債の範圍)

第六條 公社法第五條第一項に規定する負債の金額は、公社法の施行の際における電氣通信事業特別会計の借入資本の額から四億四百七十七万九千四百を控除した残額並にその時における電氣通信事業特別会計の減価償却引当金及び物品価格調整引当金に相當する額とする。

(財産の引継)

第七條 公社法の施行の際における電氣通信事業特別会計の資産並びに公債、借入金及び一般会計からの繰入金以外の負債は、その時において公社に引き継がれるものとする。

(公債及び借入金等の処理)

第八條 公社法の施行の際現に電氣通信事業特別会計が負担する公債及び借入金は、その時において一般会計に歸属する。

2 公社は、公社法の施行の時に於いて、前項に規定する公債及び借入金の金額に相當する額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務について、公社は、政府に對しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に對し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、政府が定める。

(一般会計からの繰入金の処理)
第九條 公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の負債たる一般会計からの繰入金金は、その時において一般会計に帰属する。

2 公社は、公社法の施行の時に於いて、前項に規定する一般会計からの繰入金金の金額に相当する額から四億四百七十七万九千円を控除した残額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公社は、政府に對しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に對し負う債務は、後日、予算で定めるところにより、償還するものとする。

(財産の交換)

(第十條 政府は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定にかかわらず、公社法の施行の際現に一般会計が電気通信事業特別会計に使用されている国有財産を、公社が第七條の規定により政府から引き継いだ国有財産であつたものであつて同法の施行の際現にもつぱら一般会計の用に供されているものと交換することが出来る。

2 前項の規定により政府と公社との間において交換する財産の範圍及びその評價の方法は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(土地、建物等の無償貸付)

第十一條 政府は、国有財産法第十八條及び第二十條第一項の規定にかかわらず、昭和二十四年五月三

十一日において旧通信事業特別会計に属していた土地、建物又は工作物であつて、昭和二十四年六月一日以降引き続き郵政事業特別会計に属し、且つ、公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計に使用されているものを、引き続き公社の用に供するため公社に無償で貸し付けることができる。

(昭和二十七年年度の予算及び決算に関する経過措置)
第十二條 公社の昭和二十七年年度の予算については、公社法第四十條から第四十九條までの規定は、適用しない。

2 公社は、政令で定めるところにより、昭和二十七年年度の電気通信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日まで執行されたなかつた部分に準ずる昭和二十七年年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を経なければならぬ。

3 政府は、前項の規定による承認をしたときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならぬ。

第十三條 昭和二十七年年度の公社の予算及び決算に関する事項のうち、公社法第五十條から第五十四條まで及び第五十六條から第六十一條までに規定するものに関しては、これらの規定にかかわらず、公社を国の行政機関とみなし、公社の總裁を各省各庁の長とみなして、この法律に規定する場合を除く外、電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四

号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)その他従前の電気通信事業特別会計に關し適用される法令の規定の例による。

2 公社の昭和二十七年年度の予算に關しては、公社法第五十五條第一項中「国会の議決を経た予算」とあり、同法第七十二條中「国会の議決を経た当該事業年度の予算」とあるのは、「日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定により内閣の承認を経た予算(同法第十四條又は第十五條の規定による予算を含む)」と、公社法第六十二條第二項及び第六十三條中「国会の議決」とあるのは、「国会の議決(長期借入金及び一時借入金については、日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定による内閣の承認を含む)」と読み替へるものとする。

第十四條 公社は、昭和二十七年年度の限り、予算の成立後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することが出来る。

2 大蔵大臣は、前項の規定により追加予算の提出を受けたときは、これを検討し必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

第十五條 公社は、昭和二十七年年度の限り、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を

加える必要があるときは、予算を修正し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することが出来る。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

第十六條 公社は、昭和二十七年年度の歳入歳出決定計算書を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業特別会計の残務の処理)
第十七條 電気通信事業特別会計における昭和二十六年及び昭和二十七年年度の予備費の支出、決算その他会計に關する事務は、公社法の施行後においては、従前の例により公社が行う。

(資産の価額の改定)
第十八條 公社は、第七條の規定により政府から引き継いだ固定資産については、昭和二十九年年度末までに価額の改定をしなければならぬ。

2 前項の価額の改定を行う時期及び基準日その他価額の改定の方法並びに価額の改定によつて生ずる差額の処分方法は、政令で定める。

(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條、第六條及び第七條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 日本電信電話公社は、公衆通信ノ用ニ供スル電信電話線ノ建設又ハ通信ニ障害アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得ザルモノニ限リ之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

第五條中「電信省」を「日本電信電話公社」に、「許可シタル」を「承認シタル」に改める。

(登録税法の改正)
第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中第一号ノ二の次に次の一号を加える。

一ノ三 日本電信電話公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)
第二十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二 日本電信電話公社ノ発スル証書、帳簿

(電信法の改正)
第二十二條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「管掌ス」を「管理ス」に改め、同條の次に次の一條を加える。

七

第二條ノ二 公衆通信ノ用ニ供スル電信及電話ニ関スル業務ハ日本電信電話公社ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條第四号、第十二條、第十五條、第十六條及び第三十五條中「地方電氣通信取扱局」を「電氣通信取扱局」に改める。

第三條第一項中「又ハ軍事上必要ナル通信」を削る。

第五條中「地方電氣通信局ニ於テ」を「主務大臣ハ」に改める。

第六條、第七條、及び第二十四條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第九條第一項中「政府」を「日本電信電話公社」に改め、同條第二項中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給ス」を「支拂フ」に改める。

第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給セズ」を「支拂フコトヲ要セズ」に改める。

第二十一條及び第三十一條第一項中「電氣通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第二十五條及び第二十六條中「地方電氣通信局」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十三條中「又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信」を削り、「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十五條中「帝國外國間ニ於ケル電信」を「日本外國間ニ於ケル電信及電話」に改める。

(所得税法の改正)
第二十三條 所得税法(昭和二十二

年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條中第四号の次に次の一号を加える。
四の二 日本電信電話公社

(法人税法の改正)
第二十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(地方自治法の改正)
第二十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第五十六條第五項中「地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所、地方電氣通信取扱局、電氣通信省施設局資材部の出張所」を削る。

(会計検査院法の改正)
第二十六條 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十一條第六号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」に改める。

(郵便貯金法の改正)
第二十七條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第六号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(郵便法の改正)
第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二十條第一項中「電氣通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(郵便為替法の改正)
第二十九條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十六條第一項但書及び第十八條中「電氣通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電信電話料金法の改正)
第三十條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第三條中「電氣通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第四條第二項中「内閣総理大臣及び電氣通信大臣」を「郵政大臣」に改める。
(郵政省職員及び電氣通信省職員訓練法の改正)
第三十一條 郵政省職員及び電氣通信省職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第六号中「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」を「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」に改める。

第一條中「又は電氣通信大臣」及び「又は電氣通信省」を削る。

第二條、第四條及び第五條中「又は電氣通信大臣」を削る。
第三條第一項中「又は電氣通信大臣」を削り、同項第二号中「それぞれ郵政省又は電氣通信省」を「郵政省」に改め、同條第二項中「又は電氣通信大臣」を削る。

(郵政事業特別会計法の改正)
第三十二條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二條中「電氣通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とする。
(国家公務員のための国設宿舍に關する法律の改正)
第三十三條 国家公務員のための国設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
第八條の二第一号及び第十八條第二項中「電氣通信事業」を削る。

(国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律の改正)
第三十四條 国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

(政府契約の支拂遅延防止等に關する法律の改正)
第三十五條 政府契約の支拂遅延防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
第三十六條 國庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「電氣通信事業特別会計」を削る。

第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(一般職の職員の給与に關する法律の改正)
第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第六條第五項中第六号を削る。

(公職選挙法の改正)
第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第四百五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
第三十六條 國庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「電氣通信事業特別会計」を削る。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
第三十六條 國庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「電氣通信事業特別会計」を削る。
第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(一般職の職員の給与に關する法律の改正)
第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第六條第五項中第六号を削る。
(公職選挙法の改正)
第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第四百五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
第三十六條 國庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「電氣通信事業特別会計」を削る。
第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(一般職の職員の給与に關する法律の改正)
第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第六條第五項中第六号を削る。
(公職選挙法の改正)
第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第四百五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

(電波法の改正)

第四十條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「国」を「日本電信電話公社」に改める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の改正)

第四十一條 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第三條第二号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項」を「日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

の下に「及び日本電信電話公社」を、「日本国有鉄道総裁」の下に「及び日本電信電話公社総裁」を加える。

(地方税法の改正)

第四十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第四百六十六條、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四十四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(運輸省設置法等の一部を改正する法律の改正)

第四十四條 運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

(国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律の改正)

第四十五條 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「電気通信事業」を削る。

附則第二項中「電気通信事業」を削る。

附則第二項中「電気通信事業」を削る。

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)

第四十六條 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。

四 日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組

合 日本電信電話公社

(積雪寒冷地帯振興臨時措置法の改正)

第四十七條 積雪寒冷地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第十号を次のように改める。

十 郵政事務次官

(計量法の改正)

第四十八條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(土地收用法の改正)

次のように改正する。

第三條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 日本電信電話公社が公衆通信の用に供する施設(電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の規定により土地等を使用することができものを除く)

(電話設備費負担臨時措置法の改正)

第五十條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第二條から第五條まで並びに第六條第一項及び第四項中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)

第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第一條及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項に改める。

第三條に次の一号を加える。

四 日本電信電話公社法第八十

條に改める。

條に改める。

一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(氣象業務法の改正)

第五十二條 氣象業務法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の改正)

第五十三條 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令(昭和二十四年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第四條、第五條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第二條第一項中「政府の機関」を「政府又は日本電信電話公社の機関」に、「政府との間」を「日本電信電話公社との間」に改める。

(電気通信省設置法等の廃止)

第五十四條 左に掲げる法律は、廃止する。

電気通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)

電気通信事業特別会計法

附則

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から施行する。

3 公社は、昭和二十七年年度においては、第八條第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の利子及びその取扱に要する経費を国債整理基金特別会計に納付することができる。

国際電信電話株式会社法案
国際電信電話株式会社法

(目的)

第一條 国際電信電話株式会社は、国際電信通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(事業)

第二條 国際電信電話株式会社(以下「会社」という)は、国際電信通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

(事務所)

第三條 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第四條 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員、半数以上、資本若しくは出資の半数以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第五條 会社でない者は、その商号中に国際電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

(社債発行限度の特例)

第六條 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少額の三倍をこえてはならない。

(一般担保)

第七條 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(外貨債務の保証)

第八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

(監督)

第九條 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

第十條 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十一條 取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十二條 会社は、毎營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十三條 会社は、無線設備及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十四條 郵政大臣は、第十條、第十一條(利益金の処分、合併及び解散の決議に係る部分に限る)及び前二條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(命令及び報告)

第十五條 郵政大臣は、会社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(罰則)

第十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役又は監査役は、十萬円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十七條 第五條の規定に違反した者は、五萬円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日以後であつてはならない。

(設立委員)

2 郵政大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

(公社の現物出資等)

3 日本電信電話公社(以下「公社」という)は、会社の設立に際し、会社に対し、現物出資をすることができる。

4 公社は、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第六十八條の規定にかかわらず、会社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に

社に対し譲渡することができる。但し、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

6 公社又は設立委員は、公社が会社の設立に際し会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の範囲について協議することができず、又は協議がとれないときは、郵政大臣の決定を申請することができる。

6 前項の郵政大臣の決定があつたときは、同項に規定する財産の範囲について、公社と設立委員との間に協議がとれたものとみなす。

7 公社は、第五項の郵政大臣の決定に従い日本電信電話公社法第六十八條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けることを要しない。

(定款)

8 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(公社の出資財産等の価格)

9 設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の価格を記載しようとするときは、電気通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

10 電気通信設備評価審議会は、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産について前項の決定をするときは、この法律の施行の日におけるその財産の時価を基準とし、

収益率を参しやくしなければなら
ない。

(株主の募集)

- 11 設立委員は、第八項の認可を受
けたときは、遅滞なく、会社の設
立に際し発行する株式の總数のう
ち、第三項の規定による公社の出
資に對して割り当てるべき株式を
控除した残余の株式につき、株主
を募集しなければならぬ。
- 12 株式申込証には、定款の認可の
年月日を記載しなければならぬ。

- 13 設立委員は、株主の募集を終つ
たときは、株式申込証を郵政大臣
に提出し、その検査を受けなければ
ならぬ。

- 14 設立委員は、前項の検査を受け
た後、遅滞なく、各株につきその
発行価額の全額の拂込をさせなけ
ればならぬ。

- 15 前項の拂込があつたときは、設
立委員は、遅滞なく、創立總會を
招集しなければならぬ。

- 16 創立總會が終結したときは、設
立委員は、その事務を会社の取締
役に引き渡さなければならぬ。

- 17 商法第六十七條、第八十一
條及び第八十五條の規定は、会
社の設立については、適用しな
い。

- 18 (登録税の特例)
公社が設立の登録を受けるとき
は、登録税の額は、登録税法明

治二十九年法律第二十七号)第六
條第一項第三号の規定にかかわら
ず、公社の出資の額の千分の一・
五と公社以外の者の出資の額の千
分の六の合計額とする。

- 19 公社がその設立に際し不動産に
關する権利の取得の登記を受ける
ときは、公社が出資し、又は譲渡
した不動産についての登録税の額
は、登録税法第二條第一項第三号
の規定にかかわらず、千分の四と
する。

- 20 公社は、公社の成立後遅滞な
く、第三項の規定による出資に對
し割り当てられた株式を政府に譲
渡しなければならぬ。

- 21 政府は、有価証券市場の状況を
考慮し、なるべくすみやかに、前
項の規定により譲り受けた株式を
処分しなければならぬ。

- 22 政府は、第二十項の規定により
譲り受けた株式の対価を、当該株
式の処分に応じて公社に支拂うこ
とができる。

- 23 (無線局の免許人の地位の承継)
公社が公社に對し出資し、又は
譲渡した財産に係る無線局の免許
人の地位は、出資の場合にあつて
は公社の成立の日、譲渡の場合に
あつてはその譲渡の日において、
公社が承継する。

- 24 (電気通信設備評価審議會)
第九項の規定によりその権限に
属させられた事項を調査審議する
ため、郵政省に電気通信設備評価
審議會(以下「審議會」という。)を
置く。

- 25 審議會は、委員長及び委員五人
をもつて組織する。

- 26 委員長は、郵政大臣をもつて充
てる。

- 27 委員は、左に掲げる者につき郵
政大臣が任命する。
- | | |
|------------|----|
| 一 大蔵省の職員 | 一人 |
| 二 郵政省の職員 | 一人 |
| 三 公社の役員 | 一人 |
| 四 公社の設立委員 | 一人 |
| 五 学識経験のある者 | 一人 |

- 28 委員は非常勤とする。
- 29 委員長は、会務を總理する。
- 30 審議會は、委員長及び三人以上
の委員の出席がなければ、會議を
開き、議決をすることができな
い。

- 31 審議會の議事は、出席した委員
の過半数をもつて決する。可否同
数のときは、委員長が決する。

- 32 第九項、第十項及び前八項に定
めるものの外、審議會の議事及び
運営に關し必要な事項は、郵政省
令で定める。

- 33 (他の法律の改正)
電信法(明治三十三年法律第五
十九号)の一部を次のように改正
する。

- 第一條ノ二に次の但書を加え
る。
- 但シ主務大臣ハ日本国外國間ニ
於ケル電信及電話ニ關スルモノ
ハ國際電信電話株式會社ヲシテ
之ヲ行ハシムルコトヲ得

- 34 經濟關係規則の整備に關する法
律(昭和十九年法律第四号)の一部
を次のように改正する。

- 別表乙号第八号を次のように改
める。

- 八 國際電信電話株式會社
- 35 郵便法(昭和二十二年法律第百
六十五号)の一部を次のように改
正する。

- 第二十條第一項中「又は日本放
送協會」を、「日本放送協會又は國
際電信電話株式會社」に改める。

- 36 郵便法(昭和二十三年法律
第五十九号)の一部を次のように
改正する。

- 第十六條第一項但書及び第十八
條中「日本電信電話公社」の下に
「又は國際電信電話株式會社」を加
える。

- 37 郵政事業特別會計法(昭和二十
四年法律第九号)の一部を次の
ように改正する。

- 第二條中「日本電信電話公社」の
下に「又は國際電信電話株式會社」
を加える。

○平井(木)政府委員 ただいま議題と
なりました日本電信電話公社法案の提
案理由を説明申し上げます。

わが國の電信電話事業は、創業以來
公共事業として終始一貫國營により經
営されて参つたのであります。昭和
九年特別會計制度を採用いたしました
後、事業の國營に伴う諸制約に縛ら
れ、設備の拡張資金につきましても、
その時々國家財政のわくに左右され
て、十分かつ安定した資金を得られ
ず、さらに企業經營の基本であります
財務、會計、人事管理についても、一
般行政官庁と同一の規律を受けてい
るため、活発な企業活動を阻害されて
来た点が少なくなく、ために競争によつて
極度に荒廃した電信電話の復興は、戦
後の産業、經濟、文化等國民活動の進
展に伴うことができないで、遺憾なが
ら國民の要望に十分こたへることがで
きなかつたのであります。

このため昭和二十四年七月に内閣に
設けられました電信電話復興與審議會
は、昭和二十五年三月三十一日に、電
信電話事業を民營の長所を最大限に取
入れた公共企業体に運営せしめること
の必要性を政府に答申いたしましたので
あります。同年四月二十六日衆議院も
公共企業体移行促進の決議をされ、公
共企業化の機運は熟して来たのであり
ます。しかるにその後幾ばくもなく、
朝鮮動亂の勃発に伴い、關係筋の意向
もありまして、ひとまず見送りとなつ
ていたのであります。昭和二十六年
八月政令改正諮問委員會は、行政機構
改革の一環として電信電話事業を公共
企業体化することを政府に答申し、政
府においては慎重審議の結果、今回電
氣通信省を廢止し電信電話事業は日本

電信電話公社に経営させることに定め、ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相なつた次第であります。

先にも申し上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での国营形態の欠陥を除去して、企業的、能率的經營をなし得るためには、純然たる民営形態も考えられるわけであります。が、電信電話事業は、全国にわたる龐大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂ひ下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての長所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、經營の合理化が促進されてもおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の拡張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況からみてほとんど望み得ないこと等の理由から、民営形態は適當でないと思われるのであります。

政府は公衆電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便性を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府から必要な監督を受けることによつて公共性を確保するとともに、一方事業経営上財務、会計、人事管理等の面における一般行政官庁の制約を脱し、民間の能率的経営技術を取入れた自主的な企業活動を行い得る企業体としての

公社形態に、当事業の経営を行わしめることが最も適當であると考へまして、ここに日本電信電話公社を設立することとした次第であります。ただ國際電気通信關係のみは、國際通信における他國との競争關係等より、一層徹底した企業活動の自由と機動性を確保するため民営することとし、別に國際電信電話株式会社法案を上掲いたしましたこととしたのであります。次に公社法案の内容についておもな点を説明申し上げます。法案は第一章乃至第七章にわかれておりまして、第一章は總則として、公社の目的、法人格、業務内容、資本金、名称の使用制限等を規定いたしております。このうち公社の資本金は、この法律施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、いわゆる狭義資本説によることとし、政府が全額を出資いたします。

を持つ非常勤の委員をもつて構成し、その多数決によつて議事を決定することとが公社の経営を能率的ならしめるとともに、公共性を確保するゆえんであると考える次第であります。なお委員の任期は四年で、報酬は受けません。

第三章は公社の役員及び職員についての規定でありまして、公社に役員として總裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置くこととなつております。總裁及び副總裁は内閣が任命し、理事は總裁が任命いたします。總裁、副總裁の任期は四年、理事の任期は二年で、いずれも再任されることができません。

職員については、その地位、資格並びに任用の基準について規定するほか、降職及び免職、休職並びに懲戒につき身分保障の見地から一定の基準を設け、一方職務遂行に専念する義務を課しておるのであります。またその労働関係については、公共企業体労働関係法の適用を受けることにいたしました。

總則、收入支出予算、総統費及び債務負担行為よりなっており、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他参考となる事項に関する書類を添え、国会に提出してその議決を経るものとしたしております。

暫定予算、追加予算、修正予算についても本予算に準じます。予算の流用及び繰越しについては、原則として自由とし、ただ総則に定める経費の金額については、郵政大臣の承認を経なければ流用もしくは繰越しができないこととしております。

資金につきましては、予算総則に定める限度額の範囲内において、政府及び民間に対し電信電話債券を発行し、また借入金をする事ができることとされております。公社の業務にかかるとする金は原則として国庫に預託するのであります。が、業務上必要がある場合には、政令の定めるところにより、郵便

以上のように、利益金は原則として積立金に組み入れますので、欠損を生じた場合にも、一般会計から交付金を仰ぐということとはしないことになつております。

財産処分につきましては、電気通信幹線路その他これに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、または交換するに於ては、国会の議決を要することとしたました。

次に公社は、その役員及び職員に支給する給與について能率給を加味した独自の給與準則を定め得ることになつておりますが、この給與準則は無制限に定め得るものでなく、一事業年度の支出が国会の議決を経た給與総額の範囲内でなければならぬことを明らかにしている次第でございます。

第五章は、公社の監督に関する規定であります、公社の監督は郵政大臣

[illegible]

第二章は、経営委員会に関する規定でありまして、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関として、民間会社の取締役に準ずる経営委員会を設置いたすこととしております。

第四章は、財務及び会計についての規定であります。会社の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて経理するいわ

局または大蔵大臣の指定した金融機関を利用することができることとなつております。また外債につきましては、財団抵当のごとき制度をとらず、元本の償還及び利子の支拂いについて、政

か行なふこととし、各主の廟前並道等の
ため必要があると認めるときは、監督
上必要な命令を発することができると
としてあります。

この経営委員会は、両議院の同意を得て内閣が任命する非常勤の委員三人と、職務上当然就任する常勤の特別委員である総裁、副総裁二人の合計五人をもつて構成され、委員長は委員の互選により選任することとなつております。

この経営委員会は公社の経営管理の基本政策を決定したす機関でありますので、公社の業務執行の責任者たる総裁及び副総裁のほか、大企業の経営者についての深い経験と広い社会的視野

ゆる発主義會計原則によることを明らかにし、予算においても現金收支のみでなく、非現金收支を含むものであることを明らかにしております。また、公社の予算は、一般行政官庁の消費を目的とする予算と異なり、通信の需要に即応して最低の経費で最良のサービスを提供することを目的とするいわゆる事業予算の性格を持つものであります。この目的に応ずるため、経済事情の変動並びに緊急偶発の事態に応じ得る弾力性を有するものであるという本

次に利益及び欠損の処理としましては、独立採算制を確立いたしますため、毎事業年度経営上利益を生じたときはまず繰越欠損の補填に充て、なお残余があるときは、予算に定めるところによつて国庫に納付する場合を除くほか、これを積立金に組入れることとし、経営上欠損を生じたときは、積立金を減額して整理し、積立金の額を超

第七章は雜則でありまして、この法律施行の際現に恩給法の適用を受けている公務員が引続き公社の役員または職員となつた場合には、当分の間恩給法を適用すること、公社の役員及び職員に國家公務員共済組合法の規定を適用すること、不動産登記法、土地收用法について公社を國の機關とみなして

これらの法令を適用することなどを規定いたしております。

次に日本電信電話公社の設立に必要な日本電信電話公社法施行法案の提案理由を説明申し上げます。

日本電信電話公社の設立に關しましては、その手続及び経過措置を定めるとともに他の法令を整理する必要があるものであります。條文が相當の數に上るため、これをさきに提出いたした公社法の附則とすることなく、單獨の法律として提出するのが適當と考へられますので、ここに本法案を提案することとした次第であります。

本法案のおもな内容を申し上げますと、まず同公社の最初の経営委員委員の指名は、これを公社の設立前に行い得ることを定めております。またその任期につきましても、一齊に改選になることなきやう、二年、三年及び四年といたしてあります。

次に現在の電氣通信省の職員は、監督官庁等に移る者を除き、すべてこれを公社に引継ぐこととし、これらには退職金は支給しないことになつております。

次に公社設立後の過渡的措置といたしまして、公社が行うことになる業務に關する権利義務及び保屬中の訴訟は、国鉄、専売の例にならい、公社が引継ぐこととしてあります。

また公社の財産關係につきましては、一般會計からの繰入金中、外國為替特別會計からの未受領の分と、警察專用電話料金の未收金に相當する約四億圓を差引いて公社の債務としたほかは、国鉄、専売の例にならつております。

公社の昭和二十七年年度の予算につきましては、国の予算としてすでに成立している關係上、公社が一応これを踏襲することとしたしております。

次は、公社設立に伴う他の法令の整理であります。従来、国营事業として国内適用のあつた電信法、電信線電話線建設條例等の電氣通信關係の法律につきましては、別途その全面的な改正法案を準備中でありましたが、間に合わないことをおそれまして、とりあえずこの法案において、これらに必要な最小限度の改正を加へることとしたしております。

また他の法律で、国に對し特例または除外例を設けていた登録税法、印紙税法、所得税法、地方税法等につきましては、国鉄、専売と同様本公社にも特例を設け、または除外するやうにいたしてあります。

その他、他の法律で電氣通信省とあつた條文のうち、性質上国のみに適用すべきものにつきましてはこれを削除し、また公社に適用する必要があるものにのみつきましては、これを公社と読みかへるやう、それら改正を加へておる次第でございます。

次に國際電信電話株式会社法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の國際電信電話事業は、その運用については國內電信電話事業と一体となつて国营により經營されて來たのであります。電信については大正十四年日本無線電信株式会社が、電話については昭和七年國際電信株式会社がそれぞれ設立され、政府の監督と保護のもとにその任務を遂行して來たのであります。その後昭和十三年両会社が合

併され國際電氣通信株式会社が設立され、両会社の業務を引継ぐとともに、伸張する國際電信電話事業設備の擴張保守に鋭意専心して來たのであります。が、終戦後昭和二十二年連合軍總司令部からの覚書により、同会社の解散が決定され、爾後國際電氣通信設備の建設保守もまた政府の事業として引継がれ今日に至つたのであります。

しかしながら今日の國際情勢にかんがみますると、對外的には列國間の通信電波の獲得及び通信網の擴張の熾烈な競争に伍して、自由闊達なる活動を通じてわが国の對外通信の地位を大いに向上せしめねばならないことと、對内的には講和成立後のわが国自立經濟確立のためには貿易並びに對外經濟事業に對しまして、諸外國に劣らない通信サービスを提供する必要となるものがあるものであります。これらの要請を満たすためには國際間の情勢に鋭敏に反應し、經濟事情の変動に強く反映される通信需要に即応し得る企業活動の自由なる機動性が強く要請されるのみならず、國際通信分野における競争相手の諸外國における通信担当者も多くが民營形態である事情にもかんがみまして、國際電信電話事業の運営を民營形態に移すとともに、その公益的特性を確保するに必要な國の監督及び保護を與えるために、これを特殊会社とし、ここに國際電信電話株式会社法案を作成して國會の御審議をお願いすることにした次第であります。

以下その内容の大略を申し上げます。本会社の株式については、その会社の性格からして記名式株式とし、これを所有し得るものとしては、政府、地方公共団体、日本國民または日本國法人とし、日本國法人であつてもその社員、株主もしくは業務を執行する役員は半数以上、資本もしくは出資の半額以上、もしくは議決權の過半数が外國人もしくは外國法人に屬する法人は所

有することができないものとしたのであります。現在國際電信電話事業の用に供せられていた設備は、これを日本電信電話公社から本会社に現物出資することに本法案で規定してあります。が、公社が会社の株式の大部分を保有することによつて会社を支配することには、会社設立の趣旨に沿わないものと考へられますので、公社は、その割当てられた株式はこれを政府に譲渡し、政府においてそれを処分して行くこととしたのであります。

本会社の社債の發行については、今後会社において相當設備の擴張をはかる必要が考へられますので、商法の規定による社債發行限度の制限に特例規定を置き、資本及び準備金の總額または最終の貸借對照表により会社に現存する純財産額のいづれか少く額の三倍の額まで社債發行ができることとしたのであります。なお資金調達を確実ならしめるため、社債権者の会社財産に對する担保權を認めるとともに、会社の外貨債務について政府の支拂い保証を受けることができる旨を規定してあります。

本会社は商法上の商會会社であります。が、その行ふ事業は國民一般の利害に密接に關係いたしますので、社債の募集、長期借入金の借入れ、取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議及び毎營業年度の事業計画並びに

重要電氣通信設備の譲渡並びに担保提供のごとき事業活動上の重要事項については、主務大臣たる郵政大臣の認可を要件とし、また監督上必要がある場合において郵政大臣は会社に對し命令を發しまたは業務報告を徴し得ることとしたのであります。

以上の認可及び命令についての違反の行為については、罰則規定を設定しております。

以上のほか附則をもつて、会社設立の際の手続並びに経過措置について規定を設けておるのであります。が、会社の設立のためには郵政大臣が設立委員を任命してその事務を行はしめることとし、また会社財産の大部分については日本電信電話公社が現物出資または譲渡するものとし、この出資または譲渡の財産の範圍については、公社と設立委員との協議により定め、協議が整わないときは、郵政大臣の決することによるものとしたのであります。なお出資または譲渡の財産の價格につきましては、郵政省に設置せられます電氣通信設備評價審議會の決定によることとし、審議會の評価にあたつては、財産の時価を基準とし、國際通信事業の収益率を參照して決定するものとしたのであります。

なお法律の施行期日は政令で定めることとしたしております。

以上まことに簡単にありますが、本法案の提案理由及びその内容の要點を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ十分御審議の上すみやかに可決せられますやうお願いいたします。

○尾関委員長 これより質疑に入りま

す。質疑の通告がありますので順次これを許します。飯塚定輔君。

○**鑑査委員** この資料を頂戴してからまだ十分検討しておりませんので、詳細に御質問申し上げることは差控えますが、ただいま御説明のごとくであればまことにけつこうな法案だと思ひます。この御説明の中に国営に伴う諸制約に縛られて、設備の拡張資金についてもその時々国家財政のわくに左右されて、十分に安定した資金を得られないという御説明であります。今度の新たな公社になりましたから、いかにしてこの資金をお集めになるか、さらにこの資本金はどれくらいになるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○鞞説明員 お答えを申し上げます。

法に額をはつきり示してないのでござ
います。電気通信事業特別会計の資
産の価額から負債の金額を控除した残
額ということで、負債の金額等につ
きましても施行法で規定してござい
ますので、計算いたしましたして大体百六十億
ということに相なる予定になっており
ます。但しこれは再評価いたしてない
のでございまして、なお本法案の施行
法におきまして再評価を二十九年度末
までに行うということが規定されてお
ります。

次に現在國營といたしまして容易に資金の確保ができないというように據案理由に説明しておりまして、公社になりましてからはその資金面も解決して行くということを明らかにいたしてあるわけでありますが、本法案に現れるところによりますと、公社としては電信電話債券の発行ができるというところでございまして、もちろん現在のわが国の財政経済の事情から推して目

ますとともに、またこの事業の公共的な性格から見ますと、政府におきましてなお国の資金を貸すということは、在来通り公社としても期待いたしておる次第であります。さらに電信電話公債を発行いたしまして、民間資金の吸収もできるようなことにいたしております。さらに公社債について外貨をもつて支拂われるものに対する保証規定が設けてありますので、いわゆる外債の問題につきましても一応公社としては期待いたしておるわけであります。これはもちろん相手方の問題でもございします。また公社の経営内容、財政状況等から見まして、そういう問題がきまつて来るかと思いますが、大きな筋としてはこの三つの筋が考えられる次第でございます。

○飯塚委員 ただいまの電信電話公債を発行されるというのは、かつて電話をつけるために発行した電話公債のような形になるのか、あるいはそれとは別に單に資金を集める意味の電話公債になるのか。その点をお伺いしたい。○綱説明員 電話の加入を希望する方に対して特別の負担をかけるということとは、法律によらなければできないという解釈を持っております。従つて電信電話債券を買つたら電話をつけるといふことはできない形でございます。

この公社法におきましてはそういう關係でなく、一般的に電信電話債といふものを発行して、それを引受けていただく。もちろん政府もこれを引受けることができるという規定になつております。その半面一般にも公開されるといふ形になるのであります。現実の問題としてある地方において特に電話施設の改善を要望されるという場合に

は、これを持つたから加入できるで
ないに關係なく、その地方の電話施
設改善のために社債を持つていただ
く。そういう場合においてはその資金を
その地域に使うということは法律上さ
しつかえない。またそういう裁量が必
要であるのではないかというような考
えを持つておりますが、個人々々の因
果關係は持たない、こういう形でござ
います。

○飯塚委員　もう一つ給與の点についてお伺いしたいのであります。今までは国家の職員であつた。その額の多い少いは別として、ある一つの保障をされておつたような感じもいたしますが、今度は公社になつたために、今までの考えとは少し違つて来るのじやないかかと思ひます。そうなりますと将来の給與がどうなるか。従来の国家の保障しておるような給與を、公社になつてか

この御説明によりますと、能率給その他の独自の考えによつて給與を決定されるということですが、もし独自の立場で考えられるとするならば、いづごろから独自の立場で考えられるか。またどういうような形態になるか。現在と比較して給與がよくなるか。悪くなるかとはいないと思ひますけれども、その点についてもひとつ御説明を願ひたい。

○繰説明員 給與に關しましては、三十條に「その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならぬ。」となつておりました、今までの前例になく、発揮した能率が考慮されるものでなければならぬといふことを入れたのでございますが、第二項においては、「国家公務員及び民間事

業の従業者の給與その他事情を考慮して定めなければならない。」とここに明らかならなつておるわけでありまして、私どもの考えといたしましては、結局能率給的なものをこの際取り入れて行きたい。もちろん人事院の給與に関するものは適用はなくなりますが、多数の職員がおるわけでありまして、

から、船員準則第七十二條の規定によつて定めることになります。ただいまの御質問の趣旨は、これによつて公社の職員に対する給與が現在のものよりも悪くなるまいかという点と、保障があるかという点と、さらによくなるつもりかということに相なるわけであります。また、給與總額については予算的に

一応総額を定められることになりま
す。これは国会の議決を要することにな
るわけであります。ただこの公社に
おきましては、予算において相当弾力
性を認めるということになつておるの
であります。給與総額につきまして
も、もちろんこれは一定の額にきめら
れますが、予算総額において特別の場
合において増すことができるという
ような総額のつくり方でもできるかと思

います。これは予算折衝の問題であります。そこで給與總額の範圍について、これは別の言葉で申しますれば、人が少くて仕事をやつて行かなければならぬというような場合には、全体的の給與の額は個人的にはふえて来るといふ操作もできるかと思ひます。現行問題といたしまして、私どもしさいに調査いたしました次第ではないのであります。が、国鉄公社あるいは専売公社におきまして、若干給與がよくなつてゐるというふうに考へておるのであります。もちろん職員の給與が適正を期す

た給興を考へられる、あるいは非常な技能が優秀な人についても、單なる階級とかをづけないで、給興が支給できるようにすることも考へたいというので、全体的にはかなり給興の改善に努力できる態勢になるものと考へて提案いたします。しておる次第であります。

○飯塚委員 よくわかりましたが、国営から公社に転換したということだけでは言えない。結局その公社のサービスはいかにかわることと思います。それは船與其他の問題にも関連することだと思いますから、その点は十分に御考慮願いたいと思います。

なにももう一つお伺いしたいことは、恩給その他福利施設について触れておられます。これは当分の間という言葉をもつて説明されてありますけれども、この当分の間というのはどういふことを意味するか。将来公社独自の福利施設をおやりになるか、あるいは国の恩給法と同じような意味の恩給を考へられるのか、この点について御説明願いたいと思います。

○**報説明員** さしむき法律の施行あるいは定められたところによりまして、公社に移行いたす場合においては、在来恩給関係あるいは共済組合等におきまして、掛金その他いろいろ権利義務の関係が複雑いたしております。またその相当の便益も享受して行くのが当然であると考えまして、引続き公社の職員に移つて行つた者に対しては、この規定をそのまま適用して行く。これは国鉄等の例にならつておるのでございますが、恩給については國給法の根本的改正が別途考究されてい

○尾関委員長 石原登君

い御主張があつたので、

私當時も了承できなかつた。

によりますと、**電信電話**

いというような理由も説

は、当時も指摘申し上げ

身全靈を打込んで、復興

10

○**総説明員** たたいまの

上げた通りでありますか

て、国民に良好なサービ

は、理論上その通りであ

すと同時に、また一つの

なく、事業というものは

卷之三

やないかといふ御意見也

ることも可能でありまし

ましても決して国民の需

線会社あるいは国際電話

したという歴史もあるの

が実施できなくなつたと

昭和二十三年五月十一号

一、本客のハレ文に、

に對する龍興の力に對する

職員は全業に付して全面に

移會諸等に入焉す。一に

で独立採算制をとらま

改善にも向うといふよ

「こういうような政府企業は

的に運用される、
 とうい

程度をうかうことはわか

も、政府事業の中にも

その意味におきまして

して、民間企業にしては、

一五

しましては、お答えできない問題じやないかと思ひます。

○石原(警)委員 それはそれでいいですが、この公社法案の立案者は、要するに人事管理が自由になつて、資金があれば、大體国民の要請に沿うようなりつばな電信電話事業をつくつてみせる、もちろんこういうような確信の上に立つておいてだろうと思ふ。そこでこれはざつとでもいいですから、大體あなは今日の事情から考へて、あるいは今日国民が要請しておる電信電話に對する考へ方に沿ひ得るようになるためには、大まかにどのくらいの資金を必要として、どのくらいの日数を必要とされて、こういうような法案の立案に當られたのか。簡略でもいいからそれだけ聞いておきたいのであります。

○総説明員 電話について申し上げますと、現在是非常に需要が高いのでございませう。しかも電話につきましても、特に基礎設備が不足しておる。すなわち局舎も一ぱいである、あるいは線路も一ぱいであるというような状態に相なつておりますので、私ども常にその日暮しと申しますか、そういう計画でなく、長期計画を設定いたしまして、それを予算化して努力して参つておるのでございませう。せつかく長期計画を立てましても、最近におきましては朝鮮動亂の勃発によつて、電氣通信の素材に對する値上りが非常に大出たといふことで、当初予定したもののより計画を縮小せねばならぬ。それだけ資金が予定よりよけい入るといふようなことがない場合におきましては、計画を縮小せざるを得ないという現状になつておりますので、非常にざつとした計画でございませうが、私ども実は本年

度から三箇年計画を持つておりまして、かなりの改善を見返したのでございませうが、物価の値上り等を考へてみますと、明年度におきまして約五百億程度、あるいはその次の年度において六百億程度というような計算にいたしてございませう。また、現在改善を要するような基礎設備の整備がでないといふ状況でございませう。私ども大まかに申しまして、現在加入者が百三十万から四十万といふことに相なつておりますが、それをなるべく早い機会に倍くらゐにして行かなければならぬ。

しかし年々二十万の加入者を増設するといふことになりませう。約五百億のそれだけの拡張予算を必要とするといふことになりませうので、私ども現在五箇年計画を想定いたしまして、年間五百億ずつの建設予算を推進して行きたい。こういうような考へによりまして、もつともこれは全国一律にできるものではないのでありまして、施設の改善は、あるところにおきまして在來の行き詰まつたものを改善した場合に、かなり一挙に、と申しては言い過ぎかもしれませんが、非常に施設の整備改善ができるというところで、これは年を追うに従ひまして、ただいま申したような計画が確實に実行されて参りますれば、加速度的に改善されて行くといふふうに考へておる次第であります。

○石原(警)委員 私は決してあげ足をとるではありませんが、先般の電氣通信委員会において私がお尋ねしたところ、今日の大體の電氣通信省の設備の概算は、時価に見積つて二千数百億、こういうような御説明でございまして、ところがこれから政府が考へておる、あるいは立案者が考へておる五箇年計画による拡張整備計画の費用は、年間大體五百億圓ずつ、五箇年間で二千五百億圓を要する、こういう計画になつております。さういふにいたしますと、現在の資産が二千数百億、これからつくろうとするのが二千五百億といふことになりませう。五箇年の後には、今日の現有設備とほとんど同じようなものが、言いかえれば倍になると思ふのでありますが、さういふふうに了解していいのであります。たとえば電信の回線の数にいたしまして、あるいは局舎の設置の状況について、あるいは電話の加入者の状況について、大體さういふような程度まで復興できる、さういふふうに了解していいわけではございませう。

○総説明員 現在の施設の資産の再評価二千六百億程度と申しましたが、これはもちろんすでに古くなつたものも相當入つておるわけですから、むしろ古くなつたものが非常に多いわけでありまして、ただいま申し上げました五百億ずつというものは非常に大きな金額でございませうが、これは電話施設といふものにして、要するに局内の問題にしまして、局外の問題にしまして、つくつたもの全部が一ぱいになるといふ計算に相なつていないのであります。ところが現在とはほとんど一ぱいになつておるといふ状況でありまして、かりに二千五百億かけたから、ただちに現在の倍になるかと申しますと、さういふような計算にはならない。むしろ経済的な電話の計画といたしましては、十年間あるいは十五年間の計画を考へまして、諸設備をやつて行かなければならぬ。線路はできて、それをす

べて機械に收用するといふことを、一年で全部やるというわけではないのであります。二千五百億かけますと、かなり基礎設備的な余裕が先行するといふ形に相なるわけでありませう。しかし土地から局舎から市外回線全部を合せてかりに二十五万としますと、結局百万の加入者がふえるといふごく概略の計算になるわけでありませう。現在約百三十五万でございませうが、百四十万近くの單獨加入者を持つております。大體それよりも少し少いわけではございませうけれども、電信あるいは市外回線の整備改善といふものは大體そんなところである、さういふふうに考へます。ことにそれは新しい施設であるといふ状況になるわけでありませう。

○石原(警)委員 どうも今の答弁は、電話のことだけを中心にして考へていらつしやるようですが、私の聞いておるものは、現在の電信電話の総資産といふものは、電信電話の総資産であつて、電話だけのつもりであつてはならないと思ひます。ですからこれからどうしようといふ金額も、いわゆる獲得するところの財産と現在の財産とが常に見合つて行かなければならない、かように考へますが、いずれこの問題はあとに譲りたいと思ひます。

今郵政大臣がおいでになりましたから、特に郵政委員の立場として郵政大臣にお尋ねしたいのであります。さういふことになりまして、これは郵政省として非常に重大な問題だと思ひます。ところがさういふような法案をつくるにあつて、あるいは今度提案されておりますところの郵政省の設置

法の改正法律案をつくるにあつて、大臣のもとにあつて、大臣の手足になつて監督の側にあるような事務の人たちと、大臣は連絡協議を十分に遂げられておられますかどうか、その点をまず承りたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまの御質問によつとつかみかねたのであります。これだけの機構改革をするにあつて、事務当局との連絡と申します。あるいは事業経営の側にある人との連絡が十分であるかといふお尋ねかと思ふのであります。ただいままで國際の会社なりの陣容につきましては、まだきめておらない次第でございませう。従ひましてその経営者と目されるような人がまだいないので、その方との話合ひはあつておりました。また郵政省の内部に設置します監理官等につきましても、ただいま人選は白紙の状態でございます。従ひまして事前の連絡といふものはない次第でございませう。

○石原(警)委員 そういたしますと、事務当局は管理のことについて全然御相談にあつていない、さういふことになりませう。さういふことは大臣の責任において監督指導をされるわけでありませう。さうすると大臣は監督指導にたいへんな自信がございませうが、たとへて申しますと、これだけの大きな機構を監督するのには、今この法案に示されたところによると、二人の監理官がございまして、数人のスタッフをもつて監督しよう、さういふわけではあります。ところがこれを国鉄の例に見ますと、現在二部十二課の機構によつてこれを監督指導しております。専

売公社の例によりましますと、これはちやうど電々公社と同じような立場の監督機構のようでありますが、しかし事売公社はもとく大蔵省の一専売局であつた。しかも大蔵省で直接これらで監督しておつたのであります。現在専売公社あたりとは全然性格を異にする電信電話公社を郵政省が監督するといふことは非常に大きな職務ですが、これをわづか二人の監督官の監督によつて、あるいは指導によつて大臣は十分だと思ふにやないか。実はこの電氣通信省の事業も、これは全国的な仕事でありまして、国鉄に拮抗して劣らないところの大きな組織の仕事であります。またその仕事の重要性も非常に大きいものであります。国鉄の方では二部十二課を持つてゐるのにかかわらず、郵政省の方はわづか二人の監督官と数名の補佐事務官によつてこれが監督されて行く。こういう面に対するところの大蔵省、いわゆるこれを納得された基本的な考え方、その監督の大体の構想だけでもつけようですが、どういふような方式によつて監督されるのか、それを承りたいのであります。

○佐藤國務大臣 たいだいま將來その事務を担当する者をきめておりませんので、話し合ひはもちろんいたしております。しかししたたいま皆様の御審議を得まして、幸いにしてこの法案が可決、成立するといふあかつきにおきまして、いかなる処置をとるか、これは具体的にきめて参るつもりであります。そこで今日法案を提出いたしましたので、皆様の御審議をいただいております。その考え方でございますが、先ほどちやうど席をはずしておりますので、おそらく基本的な問題も御質疑があつた

ことだと思ひます。また電信電話に關する事業を、国内は公社にし、また國際的なものは公社にするといふ基本の問題につきましては、次官からのお話を申し上げたことだと思ひます。が、この種の事業といひましては、公益増進を本来の目的としたておりまして、そうしてその事業經營の實に當る人たちが十分にその手腕力量を発揮するように、その責任において事業が遂行されるように、第一に考へて参りたいと思ふのであります。その考へ方を見ますと、あるいは公社でなく普通民間会社であつてもいいのではないかと考へる議論も成り立つたかと思ひますが、この仕事の性格上から見まして、これは一民間会社の資格において遂行させる筋のものではない。國家が當然大筋と申しますか、その事業の成功につきましては十分の責任を感ずる次第でありますので、ここで特殊の機關としての公社を考へて参つたのであります。また國際の問題にいたしまして、公社にはいたしません。が、これは特殊の公社といひまして、國家の指導監督を受ける組織にいたしておるのであります。しやうしてその國家が指導監督いたします場合の機構あるいは關與する範圍をいかにするかといふことが一つの大きな問題であり、たゞいまお尋ねになつた点だと思ふのであります。なるほど鐵道の仕事と電信電話の仕事、これは全國的な規模を持つ日本の大きな事業体であります。従ひまして鐵道の場合においては多数の管理機構を必要とし、電信電話の場合はごく少数でやるのは一体どういふことかといふことについて、ある程度の疑念を持たれることは

當然だと思ふのであります。私は今回の公社をつくり、会社をつくり、場合におきまして、どこまでも事業經營の實に當る人たちの責任においてこの事業を遂行させて行く。國がこれを指導監督する場合におきましては、できるだけ經營者の手腕力量にまつ部分を大きくして、國にいたしましては大筋についての管理、監督をして行く。こゝろ考へ方の方が本筋ではないだらうか。そこでその考へ方からスタートいたしまして、特にくふうをした結果が、管理機構をできるだけ縮小してみようといふので、非常に規模の小さいものにいたしておるわけでございます。場合によりますれば、これだけの少数のもので十分の管理、監督、指導ができない場合もあるであらう。が、さらに公社自身は監督もされませんが、公社も經營者といひましては國の意思を代表して事業を遂行いたしておりますので、その点においては一体としての業務の發展は期し得る、かように私は考へまして、管理機構を特に簡素なものにいたした次第であります。

○石原(登)委員 大体それでわかりました。大臣のたゞいまの心構へについては一応了承いたします。そこで私もよくわかつて来たのですが、この法案を読んでみますと、なるほどさういふ思想に立つてゐるやうな、責任の所在が明らかでない。郵政大臣に責任の所在があるやうでありますけれども、何ら法文に現れていない。そこでお尋ねをいたしますが、一体この公社の事業上の國民に対する責任はだれが持つのでありますか。

○石原(登)委員 たいだいま大臣から御説明のありました通り、公社の經營に移すといふことは、經營主体が經營上の全責任を持つといふことを原則としたてしております。そこで公社の機關を見て見ますと、意思決定機關として經營委員會がある、執行機關として總裁以下役員がある、こゝろ形になつております。結局總裁は經營委員會に対して責任を持ちますし、經營委員會は國民に対して責任を持つといふ形になります。が、この監督に對しまして政府並びに國會が終局的な監督をしておる、こゝろ形でございます。

○石原(登)委員 今の經營主体といふのは何ですか。經營委員會とそれから經營するいわゆる理事者、總裁、副總裁を含むものをやはり經營主体といふ意味であります。

○細田明男 公社といふものが一つの法人格を持ちまして、これが經營主体でございます。その意思決定の機關として經營委員會がある。すなわちこれは公社の機關といたしましては最高の機關でございます。それから執行機關と申しますのは、總裁以下の方々が執行機關である、こゝろの意味であります。

○石原(登)委員 そうしますとこの法案の第十條に権限といふ事項がございまして、こゝろが同じ性格を持つところの國鉄の場合は、監督委員會の権限及び責任となつておる。そこで第十條に該當するところの公社の場合の法文を讀んでみますと、ちよつと法文の表現が違ふのであります。法人による場合は經營委員會は公社の業務の運営に關するところの重要事項を決定する機關である、たゞ決定するところの機關で

ございまして。こゝろが國鉄の場合は業務運営を指導統制する権限と責任を有する。と書いてある。こゝろがこの條文を見ますと、あるいは私の不勉強かもしれませんが、その「責任を有する」といふことについて何ら明文がない。國鉄及び専売公社は先に生れたので、これは専売公社の子供ですが、國鉄や専売公社を参考にして調査になつたことだらうと思ひますが、しかるにこの法案をつくるにあつて、責任の條項については故意に省かれたのかどうか知りませんが、とにかくこゝろの條項が省いてある。この問題ははつきりしない、たゞいま言明されただけではどうもわれ／＼納得が行きかねる。何ゆゑに責任の條項を明らかにされなかつたか、この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○細田明男 お答えいたします。本法案におきます經營委員會は國鉄の監督委員會と違つておりまして、これは意思決定機關でございます。しかしこれは責任を持つておることは當然でございます。意思決定に對する責任といふものは當然持つておりますし、また公社の執行機關としましては總裁が公社を代表するといふことで、これまた執行上の責任は全部總裁が持つておるといふことも明らかであります。特に條文に書かなくてもその点は明瞭であるといふやうに解釈いたしておるわけでありまして。

○石原(登)委員 實はそれがわれ／＼非常に不可解なんです。一つの問題に對して二つの段階においてその責任が転嫁される、こゝろのこゝろになります。國民としては非常に納得しがたいことだらうと思ひます。と申しますの

は、国民は非常な努力の中から集めた金を公社に出しまして、これだけの電信電話の事業をやつても、その対価として第一條の目的にいうところの電信電話の事業を通じて公共の福祉を増進してもらうように、皆さん方に委任して仕事をしていたら、こういふことなんです。ところがその仕事の執行についてもいろいろ問題が起つた場合、執行したものはいづれ経営委員会、その経営委員会から今度国会へ持つて行くということになりますと、ほんとうの責任の所在というものは経営委員会なのか、あるいは総裁なのか、そこがところがはつきりしない。これはどうしても国民に対してその責任の所在をはつきりさせないといふことが、かように思ふわけですが、やはり事務当局の立案者は、今のような表現で十分であると今でもお考えになりますか。

○佐藤國務大臣 今回公社をつくり出す場合に、国鉄なり専売公社を先例といたしまして、もちろん考へて参つたわけでございます。しかしながら国鉄なり専売等の公社実施の状況を見ますと、運営上必ずしも先ほど私が申し上げた通りには行つておらないわけでございます。何かとそこにくふうを要するものがあるように思ふのであります。そこで今回電信電話の公社をつくり出すに際しましては、二、三、くふうをいたしたものであるものであります。その点がたゞいま御質疑の要点になつておるようでございます。今回の公社は先ほど申し上げますように、事業運営につきましても公社の責任者にできるだけその手腕を發揮していただくようにして、あまり関與しないよう

にしてみたかどうか、しかしながら公社と申しまして、これも一つの政府の機関でありまして、政府と別個のものではないわけでありまして、従いましめて総裁及び副総裁は内閣がこれを任命して行く、こういう最終責任と申しまして、人事の最終責任をはつきりいたしておるわけでありまして、従つてたゞいま御指摘になりましたように国鉄公社の場合におきましては、これらの点はむしろ不明確でありまして、監理委員会が実は責任を持つておる。しかしこれは政府機関だから、政府自身が最終的な責任を負うのが本筋ではないかといふことであります。そこで民間の申しますか、むしろ国民の意思を代表して経営に關與する仕組みが、この種のものとしては望ましいのではないかと、御承知のようにこれは公社であり政府機関でありますから、いわゆる株主總會といふものが実はないわけでありまして、従いましては国民の意向を反映するやうなものが何かあるのではないかと、そこで先ほど申しましたやうな審議会の制度を設けて、そしてこの公社自身が公社の直接の経営の側に当る人たちがかりでなしに、広く国民の意向を受けて重要な事項を決定し、そしてこれを政府が任命する総裁、副総裁がその決定に基いて事業を遂行して行く、こういうくふうを実はとらしておるわけでありまして。

この点についてはこの程度の説明をつけ加えておきますが、ただ、たゞいま申し上げたことで後にあるいはさらに御疑問が生ずるのではないかと思ひますのは、しからばたゞいま申し上げたやうな趣旨で一貫してこの公社法案が貫かれておるかと思ひますと、今までのところ先例等を相当取上げるを得ない状況でありますので、いわゆる理想的な公社にはまだなつていないと思ひますが、そういう点は鉄道公社ともたゞいま申し上げるやうな考え方の相違でございます。

○石原(豊)委員 たゞいま大臣の言明の通り、これが政府の一つの機関として最終の責任は内閣が持つ、こういうのであればわれ／＼何ら問題はない。ところがこの法案の仕組みによりまして、必ずしもさうになつていない。たゞいま事務次官から、総裁は経営委員会に責任を持つておる、経営委員会は国民に責任を持つておる、と言葉では説明がされましたが、それが明らかにされてない。もし経営委員会がきめたことに對して、これを理事者がその通り実行しなかつた場合の責任はどういうふうにするか。今までは経営委員会の責任といふものがわれ／＼にはわからない。どういふやうな権限に基いて国民にかつてこいふやうなことに關與しようといふのか。少くとも国民にかつて権利を主張する以上は、国民に對して義務を負い、責任を持つべきところの規定がなければならぬ。一方的に権利だけ與えて、義務、責任を課することを忘れる、こういうことはどういふでいいわけでございます。今日の国会と政府との仕組みは、権利と義務との關係を十二分に振りかけておる。ところがこの経営委員会に對しては権利は與えてあるが、義務をどこで縛つてあるのか、それがはつきりしないのであります。次官の話では當然だと思ひしやうけれども、當然なら當然で、なぜ明文にはつきりされないのか。国鉄公社の場合、専売公社

の場合はそういうふうにしておるのに、この問題に限つてのみこれを除外しておる。もちろんわれ／＼は理事者に対しては十二分に活動できるやうな方法は與えたいと思ひます。同時にわれわれが一番懸念しますのは、放縱になつてはならないといふことです。放縱にさせないためには、当然一つの義務を課すべきだ。これが私の主張したいところでありまして、でありますからこの問題については後日質問をいたしますが、この権利義務の關係ははつきりして明文に残していただきたいといふことを、私は強く要求をいたしました。さうして重要な事項を決定するとか何とかありますが、重要な事項とみなしたものが、比較的重要な事項になつた場合の問題などいろいろあると思ひますけれども、その点は触れません。

次は、経営委員会の組織についてお尋ねしたいと思ひますが、この経営委員会は、電通公社を運営して行く上の最高の機関である、かような了解のもとに御質問をいたします。この経営委員会は五人で運営するといふことになつており、しかもそのうちの二人は役員の中から任命し、ほかの三名は一般の人から任命されるわけですが、この一般の人のもい／＼な制約があつて、相當の資格條件を掲げておる。その結果、事業に關してあまり知識も経験もないやうな人が入つて来るやうな仕組みになつておるのではないかと思ひます。私は今までのい／＼な委員会、審議会といふものの實際の運営を見ております。これははなはだ遺憾でありまして、これはひとりの法案に示

されたものだけを予想して申し上げるわけではございませんが、そういうやうな性格のものがすべて政府のイエスマンの機構になつておる。ですから端的に申し上げますならば、この経営委員会もおそらく電通公社の單なる養成機関になるおそれが多分にある。特に五人の経営委員の内容を分析いたしますと、二人は直接公社の役員であり、あとの三人はしつとだといふやうなことになるかと、實質的にこれをリードして行くのはおそらくこの特別委員の二人ではないか。かように考えましたときに、今言われた民主的に國民の意思をこれに加えるといふやうなことは有名無実にならないか。しかもさういふ重大な責任を負わされた委員が無報酬になつておる。しかしどんな人間でも、さういふ重大な責任を負わされて無報酬で働くやうなことは断じてありません。ここにも経営委員会の組織についてどうも納得できないものがあるのではありません。大臣はさういふ重大な責任を負わされた人たちが、もちろん國家のためにはありますが、ただで働いてくれるとお考えになりますかどうか。

○佐藤國務大臣 委員の選任にあたりまして、もちろん人選は十分慎重にいたさなければならぬと思ひます。従いまして十二條にも規定いたしておりますように、兩議院の同意を得て内閣が任命することになつておるのでございまして、従いまして委員の任命自体については、政府自身も十分責任をとる、また皆様方の御批判も承りたい、かように考える次第でございます。無報酬の点につきましては、事務次官から説明いたします。

○親説明員 経営委員会の組織につき

まして、国鉄等と異なりまして特別委員が議決権をもつておるといふことは、本公社法において新たに定められたものでありますが、その意味は、これは実社会の法的に考えてみますと、経営委員会は会社法上の取締役会であるという考えでございまして、執行機関と意思決定機関とが緊密な関係のもとにやるといふことは、一番責任体制がはつきりしておるといふ考え方でございまして、国鉄の監理委員会は、指導統制して責任を持つてということが書いてあります。国鉄が、実態的に非常勤であり、たまたま申しましたように、これにももちろん欠格事項があるわけでありまして、そうしますと、実際上の権限と実際上の責任との間に、かなりギャップがあるのではないか。特別委員を入れたのは、何も総裁、副総裁が経営委員会をリードして、独断的にやろうという意味ではないのであります。執行上のすべての問題も、執行機関としては経営委員会できめた通りに執行して行く大きな責任を持つておる。それらが合体しまして経営委員会が公社の最高意思を決定するという点においては、経営委員会は明らかに最高の責任機関であります。これが国会ないし政府に対して責任を持つていうことは、この公社の構成からいまして当然明らかなのでございまして。

それから公社の事業の執行につきましては、もちろん現在在電信法等の規定によりまして、料金につきましても国会がきめる。サービスの点においても、利用者との関係というものは法律できめられておるのであります。結局それらの事業に対する大きなわくは定

められておる。そこで非常勤であり、報酬を受けないという点につきましては、欠格事項はありますが、国鉄等と異なりまして、ここにその職をやめて来ればもちろんできる形になっております。広く経営上の経験のある方が経営委員になられるような仕組みになっております。それから報酬の点につきましては、在来形として非常勤の場合に相当とされております。もちろん旅費その他の実費等は支給されるわけでありまして、なかなか非常勤という点になりまして、ことに経験のある方ならば経営委員にするには、むしろ報酬がない方がいいのではないかとことも考慮されまして、一応無報酬ということにきめた次第であります。

○石原(登)委員 私はこの立案者が民主的に事を運ぶようとしておることと現実とを、どうしてうまく調和させようかと努力しておられることはよくわかります。あなたが今おっしゃった通り、その執行機関が全責任を持つてやうて行くという決意を端的にこの法案で示されたら、私は全然異存はない。たまたま民主的な機関として経営委員会、言いかえればよくのほうを持つて来て、しかもそれがほんとうの最高機関だというふうな表現をとられるから、私は私どももおかしと思う。だから今の説明と矛盾するから、さらに私は言います。この最高機関の経営委員会は、あなたは総裁と副総裁を二人入れようとしておる。総裁は当然執行機関の最高責任者であるが、何も副総裁をわざと連れて行つて、わずか五人の委員会の中に二人割込みななくても、十分この委員会に公社の意見は浸透す

るはずなんだ。にもかかわらず二人入つて行こうということは、すなわちあなた方が実質的に全責任を持つてこの仕事の執行に当らうとする気持の現われであり、その点については私は敬服する。しかしながら形においては、あくまでも経営委員会が最高の責任者であつて、これらは国会を通じて国民に對し責任を持つて、こういうふうな表現をとらうとされるのが私はどうもおかしいと思う。例の桜木町事件が起つたときに、国鉄の監理委員会に責任があるのか、総裁に責任があるのか、まるで見当がつかなくつた。ああいうふうな事態がこの電通公社においても起るとするならば、われわれは非常に遺憾である。ですからこれははつきりしてもらいたい。執行機関が全責任をとられるならば、こういうふうな経営委員会はいらぬ。経営委員会が真に最高の責任者であるならば、最高の責任者として責任をとるにふさわしい待遇を與えなければならぬ。同時にこの経営委員会の構成というものは、この法案によつて示された通り、各界の最高のスタッフであつて、執行機関の中から二人も経営委員会に入られる理由はないと思つておる。

この問題についてはいざうれなうと議論したいたと思つておるが、委員長の互選の問題で、今の次官の説明に於てこれに当らうというふうな決意があるという以上、私の想像するところでは、どうも特別委員が委員長になるのじやないかと予想せられるのであります。大体の構想だけでもいいのですけれど、ひとつ聞かしていただきたい。

○親説明員 今のお話の中にあつた執行機関については、その執行上の責任は総裁が全部負う、意思決定機関につきましては、経営委員会が絶対的な責任を負う、こういうことを申し上げたのであります。

それからただいまの御質問に對してお答えいたしますが、委員長は経営委員だけで互選する、特別委員はそれに入らない、こういう形になつております。株式会社社の取締役会におきまして、取締役会長は会長として存在し、社長は総裁である、そういう関係になつております。

○石原(登)委員 今の御答弁はちよつとわからなかつたのですが、特別委員はあなたたちの予想では経営委員会の委員長にはならないというお見込みですか、それとも委員長になるといふお見込みですか、どうなんですか。

○親説明員 それは特に法文に明らかでないとして、委員長の互選は委員でやるということになつておりまして、特別委員はその互選には入つておりません。

○石原(登)委員 わかりました。そうするとこの委員というものは特別委員を含まない委員なんですね。

○親説明員 そうです。

もここに委員会ができる、あるいは委員長と普通の委員が二人、この三人でもできる、こういうふうな了解していただけてですか。つまり特別委員が出席した場合に特別委員と委員長との二人、特別委員が出ない場合には委員長と委員二人である、こういうことになつてますか。

○親説明員 これは最低数を規定したのであります。委員長が委員長代理をする者が必ず一人出なければいけません。その他特別委員でも一般委員でもあと二人出なければいけません、結局最低が三人であるという規定でございまして。

○石原(登)委員 この表現によりまして最初の二人の委員はわかりませんが、又は特別委員の出席がなければ、と書いてある。特別委員二人とは書いてないが、これは特別委員の場合は一人でもいいのじやないですか。

○親説明員 これは條文に二人以上の一般の委員または特別委員と書いてあるのでございまして、今御説明したように委員長または委員長代理をする方が一人、あと特別委員でも普通委員でもどなたでもいいが、二人以上出席しなければならぬ、従つて最小限三名、こういうことであります。

○石原(登)委員 了解いたしました。

○石川委員 ちよつと関連して一言伺います。十七條の議決の方法であります。委員長と委員二人が出ても議決ができる。それから委員長と特別委員二人出ても議決ができる、こうあります。その通りですか。そうだとすると今度はこの場合、委員長、特別委員二人出た場合にもこの規定だと多数決になりますね。そうなることは間違いない。

ないでしよう。そうするとこの特別委員の意思のみが決定することになりま
すね。その場合にその意思決定の機関
が責任を持つておるが、他の委員は全
然参加しない、執行者二人できめて意
思決定の機関が責任を持つという理論
的根拠は……。

○齋藤委員 その点はこの前の委員会
におきまして御質問がありまして、
要するに経営委員としての一般委員の
方が一人と特別委員二人で構成される
場合も考えられる、こう申し上げた通
りでございます。そこで結局経営委員
と特別委員との区別は、特別委員は執
行機関の役員をやつてゐるという点で
ございませう。そこで結局三人でやれば
二人でもつて多数決で決定される。し
かしその会議の途中におきましてはも
ちろん一般委員の意見もありましよう
が、最後の決定はそういう出席人員で
あれば、特別委員の意思によつて多数
決でございませう、こういう点ではさうい
うことが起り得るという事実は、法律的
には認めなければならぬと思ひます。
それが妥協であるかどうかの問題が一
つあるわけでございますが、私どもこ
の点はもちろん法案審議の際に考えた
のでございませうが、実際上の場合にお
いてさういふケースはあまりなからう
というふうにお考へておる次第でありま
す。

○佐藤國務大臣 ちよつと今のを補足
いたしますが、りくつはただいま石川
さんが仰せられる通りでございます。
しかし実際の運用にあたりましては、
次官が申しますようにまずないだろ
う、と申しますのは、委員長はこれは
特別委員では実はないわけございま
す。従いまして会議で非常に重要な事

項について他の委員の不出席の場合
に、さういふ決を委員長が取上げるこ
とは、まず普通の場合においては考へ
られないこととあります。それでこの
特別委員と普通委員とを対立してお考
へになりますと、いろいろ法文上から
どうもふに落ちないじやないかといふ
ような御議論も出て参るかと思ひます
が、もと／＼この数を五名がいいか、
あるいは七名がいいか、いろいろの論
議もとりかわしたのでございませう。し
かし私ども考えた最終の結論といたし
ましては、まず総裁、副総裁も出るし、
また各界各層から出て参る方も三名程
度にお願ひをして、この五名程度なら
ばおそろく会議の出席率も相当よろし
いのじやないか、また当事者自身と申
しますか、公社の責任者自身が会議を
リードするわけではなくて、委員長が
おりますので、さういふ点はまず理論
通りには運用されないのではないかと
いふような考へ方をいたしまして、た
だいまのような規定をつくつたわけで
ございませう。

○石川委員 なるほどそのように運営
が行くことは望みますけれども、法律
的には、その場合委員長が最後にきめ
る、さうはありますけれども、決議の
場合において、三人寄つて二人で決議
をとるといつた場合に、そのときに決
議拒否権といふものはどこからも出て
来ない。どうしてもきまつて行く。こ
の法を守らなければ別であります。こ
守ろうとすればきまつざるを得ない。
執行機関が意思決定をしたことになる
けれども、執行機関が意思決定する制
度になつていないのですから、これは
どうしても法の欠陥になつて来はしま
せんか。もう一つ七十八條に「その行

為をした役員は」といつて、その行為
をした役員を罰することになつてお
る。結局行為をした者は責任を負うこ
とになるわけですから、この場合委員
会に出席せざる他の委員には責任がな
いといふことをこの條文はいつておる
と見なければならぬ。さういふよう
な規定の仕方から見しても、どうし
ても法案自体に欠陥があることはお認
めにならなければならぬと思ひます。こ
れはどうですか。

○佐藤國務大臣 先ほど申しましたよ
うに、法律論といたしましては石川さ
んの御指摘の通りだと思ひます。これ
は私どもも法案審査の当初からいろい
ろ論議をいたした点でありますので、
よく了承しておるのでございませうが、
おそろく実際の運用面から見ると、そ
の心配はないといふのが実は私どもの
見方でございます。そんな甘い見方で
はだめだといふおしかりを受ければ別
であります。おそろくこの委員会の
委員といたしまして、この委員会にか
けます事項は非常に重要事項が列挙し
てあります。これらの重要事項を総
裁、副総裁の委員だけで審議するとい
うことは、非常な異例に属することだ
と思ひます。かように考えますと、
通常の審議事項におきましては、御心
配の点は絶対にあり得ない、私はかよ
うに考へておる次第でございます。

○石川委員 大臣はさう考へておられ
るようですが、この法案がいいか悪い
かといふことは考へ方の違いになりま
すから、きようはこれだけにしておき
ます。あとでまた公社の性格につきま
していろいろ伺わなければならぬこ
とがたくさんありますので、次の機会
に十分承りたいと思ひます。

○権藤委員 ちよつと関連して質問し
たいのですが、今の総裁は事業経営上
の最高責任者なんだ。それから経営委
員会は最高意思決定機関ではなく、
総裁が経営上の最高責任をとる上の諮
問機関にすぎない。最高の意思決定
は、この事業計画と予算を認可したる
郵政大臣と、この予算を審議する国民
の代表たる国会、それがこの事業全
体の国民に対する最高の責任者なん
だ。従つて給與もさうな非常勤の三
人か五人の委員に、これだけの膨大な
る国家の財産と、これだけの公益的性
質を帯びた公共事業の最高責任を負わ
せる方が無理であつて、負えるわけが
ない。注文の解釈の上からもそんなも
のはどうして負えるわけのものでもな
い。従つてどんな重要なことがこの委
員会にかけられましても、郵政大臣が
認可し、国会が承認したる事業計画と
予算の範囲を出ることはできないので
す。それ以上の自由はあり得ない。そ
の範囲内で言へば事業執行上の総裁の
責任に對して、その諮問機関であるに
すぎない。この公共企業体の最高責任
が経営委員会だと次官がおつしやるか
ら、私は納得が行きません。聞けば聞
くほどわからなくなる。さうじやない
のでしやうか。

○佐藤國務大臣 次官からも話がある
だらうと思ひますが、言葉のあやが
相当誤解を受けておるやうに私考へて
おります。と申しますのは、経営委員
会は総裁、副総裁の諮問機関ではあり
ません。公社の中にありまして、重要
なる事項についての公社の意思を決定
する機関でございます。その意味にお
きまして、第十條の規定でこれを明確
にいたしておるのであります。たとえ

ば予算なり、事業計画なり、あるいは
資金計画を定める、さういふ場合にお
きまして、総裁は総裁独自の考へ方で
はこれをするのでございませう。あり
まして、これはどこまでも経営委員会
の議決を経なければならぬ。
これは議決を要する事項でございま
す。だからこの意味において、公社内
における最高の意思決定機関、さうい
ふ意味だつたらうと思ひるのでござい
ます。ただ国あるいは国会に對して、あ
るいは国民に對して、これが最高の決定
機関としての責任を持つ、さういふ表
現にとられると、やや意味が違つて来
る。公社の事業遂行は、最高の責任者
が総裁、副総裁でございませう。しか
しながら諮問機関といふのならば單に意
見を徴するのでございませうが、この
経営委員会の議決がないならば、重要事
項を決定することができない。この意
味において意思決定機関としての機能
を持つておるわけでありませう。

○石原委員 今のこの問題は、も
う一ぺん立案者は思想統一される必要
があると思ひます。さういふこと
とは、これはあまりにも實際と遊離し
ておるのです。こんな重要な責任を負
わされた委員会、それが何ら責任を負
わされたいがいない。さういふことは
うていできません。今後総裁、副総裁あ
るいは役員になられる人たちが、何も
さういふ経営委員会といふやうなもの
がなくても、直接内閣を通じて国民に
責任を持つ、さういふ気魄が法案を通
じて流れて来ないと、今皆さんが仕事
をして行く上において一番不適当な財
務の執行についても、あるいは予算の
弾力性についても、どうしてもわれわ
れは納得しておまかせすることができ

ないような気持になつて来るわけですね。権限は全面的にお譲りしたいという気持はあるのですが、今度責任を負う方は、それはいつ、どうだけれども、どうも責任を追いかけるといふような、やる者を受け取る者との間の空気がどうもびつたり行かぬような気がします。この問題についてはまた後日にやりま

次に役員の問題ですが、二十一條に「總裁及び副總裁は、内閣が任命する」とある。ところが実際の監督をするのは郵政大臣である。この總裁、副總裁を任命するについては、この法文によると、当然内閣は独自の見地に立つて任命ができるのであつて、郵政大臣は何らこの法文の建前からは関係できなくなる。もちろん実際の実行にあつては郵政大臣が推薦されることであらうと思ひますが、どうもそこが明らかでない。これはどうなるのですか。これは郵政大臣が推薦するのですか、それとも内閣がいきなり任命するのですか、この点を明らかにしていただきたい。これは内閣とあるいは専売の場合にはつきりしてゐる。内閣の場合には、監理委員会が推薦して内閣が任命するといふことになつておりますから、これはつきりと總裁、副總裁が監理委員会に責任をとり、監理委員会が内閣に責任をとる、この建前がはつきりしてゐる。専売公社の場合でも、専売事業審議会が推薦して大蔵大臣が発令する、こういうことです。ところが郵政大臣に責任があるとはいふのが、郵政大臣は何ら関係しない建前である。そこに存在がすでにもや／＼しておるのですが、この点はつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 これは政府が任命する

と書いてありますが、政府が任命するといふことは、閣議で決定するといふことではないかと。しかし内閣が推薦して閣議決定をするような場合は、いまだ私もあまり例を聞かないのであります。それ／＼の主務省が閣議申請をいたしまして、それに基いて内閣が手続をいたしまして、閣議決定をいたすわけでございます。これが本筋であります。郵政大臣が監督上の権能を持つておりますので、当然閣議申請をする。その原案は郵政大臣にあるわけでございます。従つてその点は御懸念はないように思ひます。ただ私もここで本来の例によらなかつたゆえんを、さういふ御説明をつけ加えておきたいと思ひます。それは、本来の例によりますと、委員会が推薦するといふことにつきまして、むしろ政府といつたしましては、その推薦の範囲に限られるのでございまして、しかし郵政大臣は明らかに内閣の閣僚であり、政府の一員でございます。従つて政府自身としての推薦権は縛られない自由な立場で選考し得るのではないかと。この点も本来の例によらない一つのくふうでございまして、この方が最終責任が政府にあることをはつきりいたすゆえんではないかと実は考へておる次第でございます。

○石原(登)委員 そうしますと、内閣の場合の監理委員会の性格と公社の場合のいわゆる経営委員会の性格、これは大体どういふふうに違ふわけですか。

○総説明員 内閣の監理委員会は、意思決定機関といふふうにはつきりいたしてないのであります。それで先は

どから思想統一を要するといふような御意見もあつたやうでございますが、経営委員会といふものは今度はずきりさせておるのでございまして、すなわち意思決定機関だといふことはつきりいたしておるのであります。その構成が国会の承認を得て任命するところの経営委員と特別委員とで、要するに執行機関との緊密な関係を持つような形にして、それでほんとうに経営委員会といふものが意思決定として責任を持てるような態勢にいたしておるのであります。ただ公社の活動につきましても非常に公共的な統制を加える必要があるといふ観点から、あるいは郵政大臣の監督権あるいは大蔵大臣と協議し、また国会の議決を要しなければならぬといふように縛つてあるような形であるのであります。先ほどの御説明で私もはつきりいたしておると思ひますが、その点説明の仕方がまずいので誤解を生じている点は非常に遺憾でございますが、これは株式会社の場合とつてみますれば、取締役会の性格を持つてゐる。取締役会といふものは、もちろん社長も取締役の場合であれば取締役会に出るわけでありまして、總裁以下といふものは、社長なり常務取締役といふ形になる。取締役会の構成といふものは、それ以外の役員でもつて構成されているといふところに、非常勤の経営委員会の委員、普通の会社でいいますればこれは取締役であります。それが入つておるといふ形でございます。意思の決定機関と執行機関とそれ／＼分界はつきりいたしておりますが、その経営委員会の構成が特別委員を加えて構成されておる、これが経営委員会として

さらに責任を負ふ点においても最もはつきりしておるのではないかと。しかしこゝでもつて予算をきめたからといひましても、国会の議決を経なければ、その予算といふものは公社として実行できないといふ、これは公社に対する公共的な統制が非常に強く加えられていゝといふことなのであります。非常勤に国会の議決なりあるいは国会の承認なり、監督大臣の認可といふものが條件的になる、こういう形でございます。

○石原(登)委員 今のこの内閣が任命するといふことは、大臣の言明の通り郵政大臣が推薦して、内閣が任命するといふことは一応了承いたします。但し法案の表現についての技術的なものについては、これは後日さらに研究をいたしたいと思ひます。郵政大臣が発議して、内閣で任命するのだ、こういうことについてはその通り了解いたしまして、いわゆる表現はどんなふうにも技術的にまた考へられると思ひますが、

それからもう一点、この法律案を通じて總裁、副總裁、總裁はもちろん問題ありませんが、副總裁の立場がきわめて強く印象に残るやうに強化されておる。たとえば経営委員会にも参加する、あるいは任命についても、總裁と同一に内閣が任命する、こういうことにしてありますが、これは他の国鉄あるいは専売公社の例と比べてみましても、どうしても副總裁をこゝういふような立場に立つて扱つていないやうであります。副總裁と總裁との関係は、まさか合議制でもあるまいし、この建前からいふと当然總裁がすべて代表するわけでしょうが、副總裁をこんなに強

化しなければならぬという理由が私にはみだめなものです。これはしたつて一向さしつかえないことなのですけれども、これはどういふ意味ですか。

○佐藤國務大臣 ただいま石原さんの御意見にもありましたように、ただ私も、場合によりまして副總裁も總裁を代理することもあるわけでございますので、さういふ意味でその地位を重からしめるというので政府任命はいたしたわけでありまして、別に特別な理由があるわけでは毛頭ございません。

○石原(登)委員 わかりました。さういふ意味で今度ひとつ副總裁の方にしようと思ひたいと思ひます。

次に二十五條であります。これは役員の兼職禁止の問題で、さういふような性格の役員は、兼職は禁止されるのがあたりまえであります。これによりまして、但書でわざ／＼「郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない」となつておりますが、私はこのやうな大きな機構の、しかも役員に就任する者が、他の事業の役員になり得るやうな余地は絶対にあるはずはないと思ひます。またそのくらの余裕があるやうだつたら、私はこの事業に一生懸命に専心してもらいたいと思ひます。これは大体郵政大臣の承認を受けた場合といふのは、いかなる場合が予想されるのであります。たとえばどういふやうな役につく場合に郵政大臣はこれを承認しようと思つておられるのか、この点を聞いておきたいと思ひます。これは国民の経済に大きくつながらる事業ですから、全身全霊を打込んでこの仕事に没頭してもらいたい、こういうことを私は考へます。

任者に対しても鋭い批判を加えることもあり得るだろうと思ふのでございませう。そこでいろいろ明記してない事項だからと申しまして、總裁、副總裁だけでかつてに決定するということはありやうない、ことに列挙いたしております事項に大体これらの事項と並べ得るやうな事項がありますならば、委員会といたしまして、当然これを取上げて委員会にかけて行くということになるわけでございませう。先ほど次官からも申し上げておられますように、別に公社には重役という制度があるわけではないのでございませうが、して経営委員会なるものを考えてみますと、取締役会みたいなやつにでも考えられ、ということも言えるわけでございませう。同時にまた事務遂行の組織におきましては、總裁、副總裁その他の理事諸公もいるわけでございませうが、最後の公社自体の重要事項を決定する場合には、その審議を一層慎重ならしめる、かような意味におきまして、この委員会が必要ではないかと考えておる次第でございませう。

○石川委員　そこで私は第十條第二項の第五号で、執行機関である總裁、副總裁が不適任であるという決議を、この経営委員会がやられるかということですが、やる場合を予想してこの第五号というものができたのか、これを許すのかということでありませう。

○解説委員　第五号の問題は、この法文ではつきりしておるやうなことにいつてはもちろん権限はないわけですが、たとえば總裁は理事を命ずることができませうが、その場合に経営委員会にかけるかどうかというやうなことは、これは總裁の権限として法文ではつきり

肯定しておりますので、そういうものは問題にならぬ。それから役員が不適任であるかどうかということにつきましては、それ、罷免の條項にはつきりいたしております。私どもの考えとしましては、五号ではそういうことは予想してないのであります。それでたとえばその他何があるかという場合に、給與雜則の基本的な方針というやうなものは、当然ここにかかるとはいいないか。その他基本的なものについてまだ相当かける問題があると思ひます。これはまつたく例示的な列挙でございませう。制限的列挙ではございませう。

○石川委員　大臣のおつしやつたやうに、初めは政府がずいぶん心配して、うまく行くやうに両方考えられて、国会に推薦なさるでせう。しかし、動いておる人間の心、人間の姿ですから、いつ争いができないとも限らない。仲が悪くなつて、経営上の意見が衝突した場合にどうなりますか。どこで、どう処置なさいますか。あなたはそうなる、二十何條の罷免権を行使するとおつしやるでせう、そういうことでこれを片づけるということですか。

○解説委員　経営委員会は、要するに合議制の機関であり、担任制でない。数によつてきめられるということはやむを得ない。三對二ということになつておりますが、結局経営委員が全部反対しますれば、なか／＼できないということになりませうが、そういう場合を予想しましては、経営委員会の性格をいたしましては、先ほど衆議院のあつたやうに、やはり国会の承認を得て経営委員を任命するという形をとつて

おるところにおいては、非常に民主的な要素も入れて、ここに規定いたしておるといふ次第でございませうから、三對二というやうな形になつておるわけでありませう。そこで経営委員会と役員とけんかしてどうにもならぬということになりますれば、監督機関の罷免権等の問題が発生して来る、こういうやうに考えております。

○石川委員　第十五條の二の「職務上の義務違反があるとき」このことは執行機関である總裁、副總裁が、経営委員会の意思決定の通り仕事しなかつた場合には、この義務違反があるときになるでせうね。そういう趣旨でありませうね。

○解説委員　十五條でございませうが、この準用しておる役員の方の規定でございませう。職務上義務違反があるということは、役員の場合においては、今おつしやつたやうな場合を考えられます。

○尾関委員長　他に質疑はありませんか。ないやうでありますから、本連合審査会は終了いたしました。本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和二十七年六月二日印刷

昭和二十七年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷片